

「令和元年度第2回こうち男女共同参画会議」

日時：令和2年1月22日（水）10：00～12：00

場所：高知共済会館 3階 桜

出席：野嶋委員、稲田委員、中川委員、大崎委員、濱田委員、眞鍋委員、中谷委員、
沖田委員、太田委員、中山委員、和田委員、半田委員、植田委員、金川委員

議題：次第参照

（1）「こうち男女共同参画プランの進捗状況について」

事務局

資料1により説明。

委員

状況をうかがいたい。資料6ページのⅢの「環境を整える」の中の多機能型保育所等設置箇所数について、目標値40か所で、現在のところ9か所ということで、進捗はしているが目標値にはほど遠い。難しさがあるならその事情を聞きたい。評価のところに本来業務への影響とあるが、これはどういう内容かを教えていただきたい。

事務局

多機能型保育事業は、地域の方々の力をお借りして保育所等で地域の子育て支援に当たっていく形を作りたい、そういう形で保育所に動いていただきたいということについて支援していく事業。その中で、子育ての相談であるとか、地域子育て支援センターのミニ版のような場を保育園に作っていただくとか、実際にやってくさっている園はあるが、本来の保育園の業務にプラスになり、少し違った分野の仕事ということにもなるので、そこまでなかなか踏み出していただけていない現状がある。

プラスアルファで行っていただくとすれば人材も必要となるが、本来業務の部分が既に保育人材不足であって、一步を踏み出していただけない事情がある。箇所数が伸びてないところではあるが、例えば相談について、週に3回子育て相談の窓口を開いていただきたいなどの要件を設けていたが、もう少し少ない回数に声掛けを変えており、結果、少しずつ数字が伸びてきているところではある。まだ40か所には遠いが、そういう状況である。

委員

多忙な状況の中での進捗が、人手不足の現状ではなかなか難しい。次回の計画の際にはその

辺のことを考慮に入れるべきと考える。

委員

何点か質問したい。まず、資料1ページの男女共同参画計画策定について、現在のところ58.8%という状況だが、男女共同参画計画の策定というのは法的に策定の義務があるのかを確認したい。次に、県職員の男女共同参画・女性問題のセミナーへの参加が197部署中147所属ということで、逆に50所属が参加をしていない。これまで4回実施してきているが、4回とも参加していない所属があるのかどうかを確認したい。

事務局

1点目の質問について、法律によって策定の義務はなく、各自治体の任意となっている。

事務局

2点目の質問について、全所属197所属の中には、東京事務所や大阪事務所といった県外の所属や、高知県内の中でも遠方の職員数の少ない所属で、当日の業務との兼ね合いから出席ができないことがある。そのため例年欠席になっている所属もある。

委員

所管している県職員がこういったセミナーに参加できていない所属があるということ自体が少し問題ではないかと思う。県としてリードしていく立場にあるのであれば、意識改革がまだまだ不十分であると思う。この点が気になるので、特に管理職クラスの職員の方はぜひ参加して、各所属でリーダーシップを発揮していただきたい。

続いて、資料5ページの県警本部の箇所、男性職員、育児に係る休暇とあるが、これはこのような制度があるのか、それとも自分の有休を取得しての休暇なのか確認したい。また、配偶者の出産に係る休暇とあるが、これは一般企業ならば配偶者出産のとき1日か2日の特別休暇ということで、有給休暇以外にそういう休暇制度を設けているところもあると思うが、県の状況はどうであるか。加えて、県警本部の、女性職員の育児休業という項目が入ってなく、警察の女性職員の育児休業の取得率はデータがないが、どういう状況であるか。

事務局

男性職員の育児参加休暇と配偶者の出産休暇については、年次有給休暇と別の特別休暇となっている。女性職員の育児休暇についてはこれまで100%取得されているので、100%目標とはしていない。

委員

特別休暇の日数は何日か。

事務局

育児参加休暇について5日間、配偶者の出産休暇については3日間となっている。

会長

研修に職員が参加できないことについては、一人二人しかいない部署のところ以外で、どういふことによって参加が難しいのかをもう少し明確にして、それらの部署の管理者にロールモデルになってもらうような働きかけも必要なのではないかと、というご指摘だったと思う。その辺りもぜひ検討いただきたいと思う。

委員

資料4 ページの「環境を整える」の、職員の育児休暇の調査について、県の職員の方については主に今年の6月以降に公表ということで、今調査を行っていると思うが、県の学校職員については7月での調査となっている。来年度末が参画プランの最後であるが、例えば平成31年度3月末時点で全く進捗のない県立学校教職員の育児短時間勤務について、今の状態で見ると進捗している可能性は非常に低いように感じる。それが今年の7月に調査をして、はたして目標値というのにできる可能性があるのか、非常に厳しいのではないかと考える。せっかく、男女共同参画プランを立てているのであれば、今はこのような状況なので、今年か来年に向けての取組として県が何か働きかけを行っているのかを聞きたい。

事務局

プランの目標には到達し難い結果である。このプランを5年間推進してきた、現時点で男性の子育てに関する休暇の取得に関して、目標値に届いていないことについては、当課としても課題であると認識している。こうち男女共同参画会議の前に開催する本部幹事会において、目標値に対する進捗状況等を情報共有し、各課に進捗を促している。引き続き課題として、次回改定予定のプランでも内容を検討し、関係課と協議をしていきたいと考える。

委員

特に、教職員に関する数字が非常に低いというのは、教職員の多忙等が原因と思われるので、男女にかかわることなくこの問題等も考えた方がよいと思う。

(2)「第3次高知県DV被害者支援計画の進捗状況について」

事務局

資料2により説明。

委員

この資料によると、各市町村で責任の部署がないところもあるとのこと。県と近い高知市や南国市では話が進んでいるけれども、郡部の離れた町村では策定もされてない、そういう話題も出てこないというようなことでは、この審議会は何をしているのかということになると思う。働きかけをするという説明であるが、もう少し具体的にどういうところを中心に問題が広がっているかを説明するような提案を多く行っていくべき。危機感というのが市町村にないのではと感じている。

事務局

各市町村において男女共同参画の意識を高めるためにも、県の主催する男女共同参画の講演会や講習会へ市町村職員の参加を呼び掛けている。市町村に対して計画を促す取組としては、直接訪問して担当課職員に直接必要性等を説明する方法をとっており、随時、市町村を回るようにしている。計画策定までなかなか結び着かないところもあるが、まずは市町村が策定する計画の準備会などの席に県職員も呼んでいただいて、参加をして、一緒になって策定を進めるように、市町村とも協力して行っているところ。先ほど委員が言われたDV関係についても、高知県全体の取組がどの自治体においても支援が受けられる仕組みが必要だと考えており、ブロック別に毎年度DV関係機関連絡会議を福祉保健所単位で実施している。そちらに関係機関、市町村や県警、福祉保健所、社協、ソール等の担当者が集まって、実際のケースごとにどのような支援ができるかを話し合ったり、担当者同士の顔をつないで連携体制の強化などにもつなげたりしている。

事務局

現場での取組を説明させていただく。先ほど委員が言われたように、市町村によって対応の仕方が違うということは、これはあってはならないことだと考える。今、説明があったとおり、県内の各ブロック会において毎年様々な研修実施や、事例の検討等を行っている。その中で、DVについての理解を市町村、福祉事務所、社協の担当者にはしていただきたいということと、それぞれの立場の担当者がDV被害者の支援や相談にどのように関わられるのか、またどのような部分で関わるのが可能なのかを意識しながら毎年進めている。一例として、今年度はどのような相談の仕方をしてほしいのかを示したサポートブックを県で作成している。DVとはどんなことなのか、どういった問いの仕方をしてほしいのか、それから加害者から避難する際には

ケースによってこのような対応をとるといふような、分かりやすく説明した冊子を配布して、その際に内容の説明などもしている。そういう活動を市町村も毎年ではないが何年かごとに担当者が異動になるので、繰り返し実施することで理解を継続していってもらいたいと考えている。

資料2 ページの一番上にも記載している、要保護児童対策地域協議会について、児童福祉法に基づいて各市町村に児童虐待に対応する協議会が設置されており、これらのほとんどの協議会の代表者会にも出席をしている。その中では、児童虐待とDVが表裏一体となっているケースが多くあるので、協議会でもDV相談のお願いもしている。

他県と比べて、女性相談員が本県の場合は高知県女性相談支援センターだけにしか配置されていないので、やはりこういった機会を通じて知っていただく。それから、DV被害者に気付いていただく。本人も含め、周りの方にも気付いていただく。そして警察であったり、市町村、私どもの方に相談がつながるようにといった意識を持っていただくよう、研修会や会議へ出席をして努めているところ。

委員

郡部の市町村は職員数も少ないので、なかなか新しいことに取り組みないというところもあるかと思う。県の各機関の力添えで、策定してない市町村がないようにしていただきたい。一住民としては、高知県のどの地域に住んでもしっかりとサポートが受けられる体制というのを本当に望んでいる。よろしくお願ひしたい。

委員

資料1 ページで、この若年層の予防教育ということで、中高生、大学生及び保護者を対象とした授業というのは、1件というのは1校ということか。

事務局

これはソーレの出前授業の上半期分だけであり、後期は、県立高校の工業高校等々にも行くので、数字はかなり大きくなっていく。

委員

DV とかは、特に予防というのがすごく大事になると思う。

事務局

学生向けにはデートDV問題とか。

委員

ぜひ頑張っていたきたいと思うが、小学校の高学年は対象にされていないのか。

事務局

要望があれば、どの対象でもうかがって男女共同参画など諸々話しをしたい。教育委員会にも書類を出しており、どんどんと行いたい。

委員

私も協力させていただく。

委員

眞鍋委員と少し重なる部分であるが、デートDVについての件数が少ないと思う。小中学校には多くのカリキュラムがあつて、こちら側からの働きかけに対しても、なかなか開催していただけないという話も聞く。ぜひ教育委員会内とか、特に学校の校長とかに働きかけていただいて、それこそ小学校からデートDVの教育をしていただきたいと思う。あと、DVにしてもやはり教育だと思うので、小中学校の教員人材を充実していただいて、幼少期からこのような教育をしていただきたいと思う。いろんなところから相談を受けていると、やはり虐待とかDVというのがちらほら見掛けられるので、そんなことを感じている。

委員

高知市の方も男女共同参画プランを策定しているが、この効力の及ぶ範囲を知りたい。例えば、県が作ったこうち男女共同参画プランというのは、県内の各市町村、自治体まで効力が及ぶのか、それとも高知県の機関だけに及ぶのか、その辺りはどうなっているのか。高知県の条例とかであれば高知県全体に及ぶと思うが、高知県の男女共同参画プランの及ぶ範囲はどうか。先ほど委員から質問があつた、市町村が策定できていないという話があつたが、市町村に県の参画プランをやってもらうことはできるのか。市町村のプランについても同じような内容を一生懸命やっているように思う。プランの位置付けを教えていただきたい。

事務局

市町村の男女共同参画プランについては、高知県男女共同参画社会づくり条例の県の責務において、県は市町村における男女共同参画の取組を支援するため必要に応じて情報提供、技術的な助言等に努める、また県は男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組むと規定されている。

委員

では、こうち男女共同参画プランは全県下に及んでいて、各市町村とか県内の事業所、県民はこのプランに基づいて行動しなければならないということで、それでは各市町村が策定するプランというのはどのような位置付けになるのか。例えば、高知市の男女共同参画プランは、高知県が定めるプランとの位置付けとどのような関係になるのか。

事務局

県、市町村はそれぞれ独立した自治体である。県のプランが関係するというよりは、それぞれの自治体がそれぞれ責任を持って計画を所管するという考え方となる。県の計画としては、県の関係課全体が連携して取組を進めており、市町村との連携にも取り組んでいる。それぞれの自治体が独立したプランを作って、それらを進捗管理していきながら、県全体で盛り上げていくといったイメージである。

会長

国全体から見ると国の特徴と課題があって、県は県で、市町村は市町村で独自の特徴と課題がある。各自治体がそれらの特徴を踏まえて、抱えている課題を解決し、その視点でお互いに協力し合う。それぞれの範囲のところにプランを反映させながら進めるということではないかと思う。

委員

現在策定してない市町村は、県の男女共同参画プランに基づいて行動していくということだろうか。プランがないというのが疑問である。計画がないというのは、行動しなくていいのか、あるいは単に県のプランに乗っかって進めるということなのか。策定については法的義務はなくて任意である。県の条例であれば、県内の各自治体全部にも影響していると思う。その辺りの関係性がよく分からない。

事務局

県の条例には、基本的な理念が定められている。市町村に計画がなかったとしても、実際には施策は行われているのが実情。ただし、計画があって、計画に基づいて施策を実行して、進捗管理を行うといった流れを整えていくということは、男女共同参画の施策を進めていく上で大変重要であるので、その元となる計画を作ってくださいことについて、進めているというのが現状。プランがない市町村が施策を実行していない、ということはない。

(3)「女性の活躍の場の拡大の取り組み状況について」

事務局

資料3により説明。

委員

高知県は高齢化が進んでいて、市町村でも女性の高齢化率が高い所がある。特に団塊の世代が高齢化していく中、課題として高齢になった女性の活躍の場が失われることのないように考えていく必要がある。資料3には高齢の方のことが載っていないように感じたので、どのような取組を今後考えているか教えていただきたい。

事務局

先ほど説明した、柱の3の高知家の女性しごと応援室においては、高齢の女性にまだまだ働きたいという意欲があり、応援室に相談に来られる高齢者の人数も増えている。女性しごと応援室の就労支援の取組を進める上で、ターゲットを高齢者層にも広げて、幅広い年齢層へ就労支援を打ち出しているところである。また、ファミリー・サポート・センターの提供会員に関しても、退職された方が子育ての十分な経験を活かして子育て支援をしていただけると考えている。様々な場面を活用して、そういった高齢者の方の就労支援を進めて、社会で活躍をしていただきたいと思っている。

委員

高齢者の方、特に女性の高齢者にはすごくパワーを感じる場所がある。そういう高齢女性の活躍の場についても資料の中にもどんどん盛り込んでいただけたら、さらに活性化していくように思う。

会長

社会全体で子育てしながら働く女性を支援する仕組みを整えるのが主要なテーマ。子育てしながら働いている女性、働いていない女性とか、働くというところにウエイトが置かれていて、確かに23の関係課等の所属がこの活動に参画しているので、働く女性だけに関心があるわけではないのは事実だろうと思う。特に高齢になったときの働き方については、社会への参画の仕方も色々あり、様々な形で活躍の場もあって、それが必ずしも伝統的な意味での働くということだけではないのでは、という問題と思う。

委員

先ほどの高齢者の活躍の場の件ですが、柱3の2つ目に、私が所属する福祉人材センターと

福祉研修センターの記述がある。介護・保育分野は人材不足ということもあって、専門職の専門性は高めつつ、裾野を広げようとしている。ここに主婦等と記載されているが、これは主婦及び中高年層ということである。介護業務以外の食事や清掃など、業務を切り分けながら、介護の知識・技術はないけども介護助手として参加できる仕組みが、介護分野に加えて福祉など他の分野、他の業種とかにこれから必要になってくるのではないかと思う。

また、質問であるが、資料3のファミサポの部分で、設置箇所数が記載されているが、稼働件数はどうなのかをうかがいたい。順調に立ち上がった後、うまく運営できているだろうか。

事務局

提供会員、預かる会員の数は伸び悩んでおり、活動件数も伸び悩んでいる現状がある。ファミリー・サポート・センターについて、県内全域の設置を目指してこれまで取り組んできた。設置数の増加も必要であるが、ファミリー・サポート・センターの現状を踏まえると、やはり運営面の充実が課題である。必要とされる方がこの制度を使えるような仕組みを整えていくことが課題と認識している。来年度はそれを目標に掲げて、この観点からファミリー・サポート・センターの制度をより使いやすくできる様々な状況を整えていこうと考えている。具体的には、預ける側も預かる側も不安があるといった、これらの不安を払拭するために、制度のPRに努めるとか、今日お配りした冊子を説明ツールとして、実際に預かる側の人の顔が見えるよう、また生の声とかも掲載し、子供を預けたり、預かったりすることへの不安に対するハードルを低くするようにもしていきたい。PRの仕方は様々あるので、いろんな方法でPRしていきたいと考えている。

委員

平成31年4月とか令和2年に仁淀川町や大月町の町村部にもファミリー・サポート・センターが立ち上がっているが、市部との違いはどうであるか。人口が少ない町村部にも結構立ち上がってきているので、市部と同じ課題として、提供会員の確保、広報周知という点だと思うが、町村部分特有の課題はどうであるか。ニーズはあるが提供会員がより集まらないなどがあれば、教えていただきたい。次回以降の会議で構わないので。

委員

本日配られているファミサポ冊子がとても素晴らしい。感じがよく分かる。こちらはインターネットとかホームページで見ることにはできないのか。

事務局

冊子をインターネット上にアップして掲示する場合、特定の個人情報に当たることから、そ

れぞれ承認を受けなければならない。その手続を踏んでからのアップについて検討していきたいと思う。

委員

今の若い人はインターネットで知りたい情報を取りにいくと思う。今回の冊子などの情報をネットに上げる作業を運営の各課それぞれが行っていくのは大変だと思う。これらを統一的にとか県全体で見ることができるよう大きな仕組みができれば、取組が広がっていくのではないだろうか。

委員

女性の活躍の場の拡大ということで、基本的には就職の支援というような形で表記されると思うんですけども、新たに起業する方法とか、現在廃業する会社が非常に増えていて、この事業承継の問題も県が一生懸命取り組んでいると思うが、起業や既存企業の事業承継などの方向性で働いてもらうという観点で、活躍の場の拡大の検討はされているか。

事務局

女性のしごと応援室で様々な相談を受けている。就職希望に加えて、起業をしたいという相談もお受けしている。数字自体はやはり少ないが、実際にしごと応援室で起業に関するノウハウが全てあるわけではないので、関係機関につなぐという対応をしている。その中で、商工会議所やココプラ、よさこいビジネスプラザ等にもおつながりをしている。

委員

日本自体が起業する人が少ないという社会的な傾向があると思うが、資金の面とか、そういうことも含めてもっと支援体制を作ってもいいように思う。

会長

起業したい方に対しての研修等とか、そういったニーズを持つ方々が行けるところなど、相談できるような形に見える化した方がよい。

(4) 「男女共同参画社会に関する県民意識調査の結果（速報）について」

事務局

資料4により説明。速報につき事務局の説明のみ

(5) 次期「こうち男女共同参画プラン」の改定の考え方について

事務局

資料5により説明。

会長

提案された新プランの方向性案について、基本的理念は継続をする。体系、テーマも継続する。ただし、そのサブテーマのところはこれからの検討と思うが、体系、そして9つ挙げているテーマに関しても継続をする。サブテーマ、あるいは重点課題、目標値については、次回提案をさせていただく。重点施策のところの柱の4つに関しても提案をさせていただく。それに加えて新たなこととして、3つの視点を十分意識して新プランに反映させていきたいということの提案だった。これらの新プランに関しての意見はいかがでしょうか。

委員

2点、お願いがある。1点目はこれまでの現プランの中の3の「環境を整える」の中の(1)の「仕事と生活の調和」の中に、②の地域における子育て・介護支援の充実となっていて、仕事とワーク・ライフ・バランスの下に子育て・介護支援が入っているが、②を外側に出して、働いている、働いてないにかかわらず支援する仕組みづくりとしていただきたい。女性が働いている人と働いてない人とで分断されている現状があり、働いている人に対しての支援が手厚くなってきている中で、何か全体の男女共同参画が進まないという問題が起きているように思う。子育て支援を社会的にも介護支援を社会的にもバックアップすると、働いてない女性の中で働こうという道が作られるように思う。それを提案したい。

もう1点は、次は令和3年から令和7年の新プランになるが、令和7年は団塊世代が全員が75歳以上になり、介護が40代辺りの若者に重くのしかかる時代がスタートする。この準備について10年前ぐらいから言われているので、ぜひ介護支援の充実という部分に重点も置いていただきたいと思う。

委員

大枠から外れるかも知れないが、性的指向・性自認に関する事項が出てきていることについて意見を言う。自分は仕事では児童養護施設の子供たち、プライベートでは18歳までの子供が電話をかけるチャイルドラインを通じて子供たちの課題に触れることがある。性教育の問題

を感じる。インターネットで子供たちが誤った性の情報を受けとっているようなチャイルドラインの電話が多くなっている。

児童養護施設では、それまで育った家庭環境での生活から、施設に入ってから性のことをどう教えていくか、職員は試行錯誤している。学校がどのような性教育をしているか分からないが、男性、女性の「性」は生きる「生」にもつながっている意味からも、子供たちへの性教育の重要性を感じている。

委員

資料5の、3仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）項目の中で（3）生涯を通じたからだところの健康支援についてうかがいたい。私は治療と仕事の両立支援について高知県でコーディネーターをしている。例えば通院が必要ながんを患っても、治療と仕事を両立している方がいる。厚労省と産業保健総合支援センターが主導しているが、高知県でのコーディネーターとして、この方たちの支援をする立場であるが、この役割はまだ周知されていない。また女性に関する例として、女性の不妊治療について職場には相談しづらい環境がまだまだある。企業に相談する立場のコーディネーターなど、このような機関があることの周知も含めて、この資料の項目に入れていただければと思う。

事務局

いただいた意見については、事務局で検討させていただく。今後の骨子案の策定に反映できるところは反映したい。どのような形で、どこの構成、どこの項目で入れていくのか、骨子案の中で検討させていただきたい。

会長

本日の委員方の意見がすべて反映されるわけではないが、色んな視点で参考になると思うので、取り上げてもらいたい項目を積極的に発言していただければと思う。

委員

このあとのソーレまつりにも関連するが、女性の政治参画について、物事を決めるところに女性が少ないので、女性議員を増やそうと女性団体ポレールに所属して活動しているが、やはり物事を決めるところに女性議員を増やしていただきたいので、そういった視点も取り入れていただきたい。

会長

現状では、場を広げるの箇所にあるが、場を広げるだけではなく、環境を整えるの箇所とか、

様々な箇所に入れることができるのでは、という意見だったと思う。

委員

女性の役員を増やすための取組で、企業が女性に対して役員になる教育をしないということが大きな問題があり、女性が会社に居場所がなくなり、また家庭では自分が必要とされて、そこに居場所を求めて仕事を辞めていくという悪循環がある。企業に対しては女性職員の社員教育を充実させて管理職、役員になる知識を付けさせていくといった企業トップへの働きかけをお願いしたい。

会長

それぞれの企業で女性のリーダーを育てていただきたいという意見だったと思う。
他にはいかがですか。

委員

先ほど半田委員の意見もあったが、養護施設等の性教育等について、資料2の1の(3)で高校1年生に6月に思春期ハンドブックを配布して授業等で活用されているとあり、それによって養護施設等の関係機関からの相談が増えているとある。養護施設等への出前授業や、専門の講師等による性教育の授業をしていただければどうか。

委員

この計画とは別に子ども・子育て支援推進計画もある。男女共同参画プランと同じような内容が重複している部分もあるので、その辺りを整理してうまく表現していただきたい。また、地域における子ども・子育て、介護支援の充実は、子ども・子育て支援推進計画の中にも別立てで出てくる部分もある。その辺りもう少し分かりやすくしていただきたい。

資料5の、目標値44項目について、我々県民からすれば目標値の中で県職員の育児休業とか、育児休暇とか、配偶者出産休暇とかは、まず県職員が自助努力するべき。目標値の重点度が違ってくると思う。県民住民に影響する部分については、もっと予算と人員を割いていただきたい。保育とか、DVとか、県民全員に影響することに対して強い目標値を出して、強いメッセージを打ち出すような組立てにしていいただきたい。目標値の差別化というか、温度差を付けて令和7年度には絶対にこの目標は達成するという強い決意を示すような目標値の設定の仕方をしていただきたい。職員の育児休業とか、男性職員の育児休業率とかは、どちらかというところ県の内部で取り組むべき話であって、男女共同参画プランとして県民に発信する内容でもないような気がする。

委員

資料5の、「場を広げる」という項目で、農林水産業・商工業、自営業における男女共同参画の推進ということで、これまで色々な面に力を入れて来られたと思う。その中で、説明の中で農村女性リーダー認定数が着実に進捗しているとあったが、実際に農村女性リーダーとして関わっている自分としては、そのようには思えない。資料1のモニタリング指標のデータでも女性の数は増えているが、実態の数を押さえていただきたい。実際には農業に従事していない方が大分含まれているのではないかと思う。資料の数字の伸びだけではわからない点がある。

それと、資料1のモニタリング指標のデータの一番最後、認定農業者の女性の数のところ、ここが重要だと思う。認定農業者制度に認定されていることで、社会保障面で農業者年金に入れるとか、女性にとって老後の安心を担保できるような要件が多くある。これまでは経営者の男性が認定農業者になるケースがほとんどであったが、それを共同申請するという方法が出来た。それによって、農家の半分は女性が担っているという実態があるのに、この数字だと納得がいかないなので、今後モニタリングの視点を再考願いたい。

委員

家庭の中で男女共同参画を進めることに、やはり弱さを感じる。非常に弱いのではないかとと思う。理想と現実が大きく違っていると、かなり以前から言われている。目標の達成は難しいことだが、何か数値的なプランの設定を新しく作っていただいて、家庭の中で男女共同参画を進める部分を強い形にさせていただけたらと思う。ソーレまつりで私どもは「半径3m、家庭とか職場、身近なことにおけるジェンダーとは」という計画をしている。身近なことから変えていくということで、次のプランには重大な課題として入れてほしいというのが県民の願いではないかと思う。

委員

今朝のNHKの番組でも流れていたが、やはり男性は気が付かないということがあるそうなので、従来の女性に対して頑張れというのが、仕事にも、子育て、育児に関しても相変わらずあるので、男性の意識改革も重点的にしていただきたい。あとDVに関しては加害者教育、加害者にならないための教育を行ってほしい。

会長

新プランの方向の案に関して、基本的な流れに関してはご了解していただいたのかなというふうに思います。ただ、また追加の点などの項目を挙げていただいたと理解している。